

第 20 回 定例農業委員会議事録

令和 4 年 3 月 7 日（月）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1	河合 稔		15	高木 正美	
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	日比 育緒
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6	吉田 和郎	13	山田 敏治		
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

欠席委員（1名）

8	清水 峰幸			

その他の出席者（4名）

守屋部長	森主幹	
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 504 号 農地法施行規則第 29 条 1 号による証明願等について

議案第 505 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 506 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 507 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 20 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第20回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に6番 吉田副会長、13番 山田委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第504号、農地法施行規則第29条1号による証明願等について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹

議案第504号 農地法施行規則第29条1号による証明願等について、説明させていただきます。

農地法施行規則第29条1号による証明願について、1件提案されております。

農業者が、2アール未満の農地をその者の農業施設に供する場合は、農地転用許可の適用除外になっておりますので、証明願という形で申請されたものです。

1番、田、198㎡ので、農業用倉庫でございます。

続きまして、事業計画変更申請について、説明させていただきます。

1件提案されております。当初事業者が、砂利採取を目的として一時転用許可を受けましたが、隣接地について、新たに砂利採取を目的として賃貸借することとなり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

1から2ページをお願いします。

2番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、16筆合わせて、36,478㎡のうち、29,972㎡でございます。

2から3ページお願いします。

事業計画変更後明細としまして、賃貸借権によります、田、9筆合わ

せて、18,329㎡のうち、15,519㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第505号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 3ページをお願いします。

議案第505号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

4件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、田、955㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、2,156㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、使用貸借権によります、田、704㎡で、規模拡大でございます。使用貸借後は水稻の栽培が行われる予定です。使用貸借後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、998㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第506号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 　　4ページをお願いします。

議案第506号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、田、3筆あわせて1,251㎡の内2㎡で、営農型太陽光発電施設でございます。平成31年3月5日の定例会において、一時転用で、平成31年4月14日から令和4年4月13日まで許可を得ておりましたが、更新時期を迎えますので、令和4年4月14日から令和7年4月13日までで一時転用の更新が提出されたものです。農地の区分は、農振農用地です。

営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新については、一時転用の許可後、発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、必要な知見を有する者の確認を受けた上で、毎年、農業委員会に報告が必要です。下部の農地における単収が同年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少する場合や農作物の品質に著しい劣化が生じている場合は、必要な改善措置を迅速に講ずる又は発電事業を廃止し速やかに農地復旧をすることを条件に許可します。許可期間は、3年を上限としますが、問題がなければ再度一時転用許可を得ることで更新は可能となっております。

前回の営農型太陽光発電設備の一時転用許可後、毎年、農業委員会に報告がされています。また、下部の農地における単収が同年の地域の平均的な単収と比較して概ね8割あり、問題はないと判断しております。

2番、畑、502㎡で、農家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

吉田副会長 前回の一時転用許可後から現地の状況を見ていましたが、一生懸命耕作をやられています。

議長 地元の委員からも補足の説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第507号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第507号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。

1番、1から3ページの事業計画変更に係る内容の一部と同じとなりますが、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、5,811㎡のうち、3,696㎡で、砂利採取でございます。農地の区分は、農振農用地区域内の農地で、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

2番、所有権移転によります、田、423㎡で、建設業資材置場でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

5ページをお願いします。

3番、所有権移転によります、畑、128㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第20号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願ひます。

堀主幹 報告第20号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、7件申請されています。

1番、田、2,041㎡で、共同住宅でございます。

2番、田、2筆合わせて、445㎡で、一般個人住宅・便所でございます。

3番、田、226㎡で、一般個人住宅でございます。

4番、畑、168㎡で、一般個人住宅でございます。

5番、田、4,22㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

6番、田、115㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

7番、田、495㎡で、農業用倉庫でございます。

6ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、17件申請されています。

8番、所有権移転によります、田、1,130㎡で、就労支援施設で

ございます。

9番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1,304㎡で、サービス付き高齢者向け住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1,901㎡で、宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、449㎡で、宅地分譲でございます。

12番、所有権移転によります、畑、12㎡で、貸駐車場でございます。

7ページをお願いします。

13番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、2,207㎡で、サービス付き高齢者向け住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、162㎡で、電気設備業資材置場でございます。

15番、所有権移転によります、田、128㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

16番、所有権移転によります、田、1,694㎡で、解体業駐車場・緑地でございます。

17番、所有権移転によります、田、294㎡で、一般個人住宅でございます。

18番、所有権移転によります、田、985㎡で、歯科医院でございます。

19番、所有権移転によります、田、238㎡で、金属加工業駐車場でございます。

20番、所有権移転によります、畑、268㎡で、一般個人住宅でございます。

8ページをお願いします。

21番、所有権移転によります、田、416㎡で、一般個人住宅でございます。

22番、所有権移転によります、田、188㎡で、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。

23番、所有権移転によります、田、242㎡で、宅地分譲でございます。

24番、所有権移転によります、畑、241㎡で、一般個人住宅(庭)でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、3件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

25番、田、池沼(畑)、7筆合わせて、14,107.19㎡でございます。

26番、田、5筆合わせて、5,716㎡でございます。

9ページをお願いします。

27番、田、1,487㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、15件届出されています。

28番、田、2筆合わせて、2,663㎡でございます。

29番、田、142㎡でございます。

30番、田、畑、8筆合わせて、2,319.91㎡でございます。

31番、畑、田、13筆合わせて、7,307㎡でございます。

10ページをお願いします。

32番、田、1,127㎡でございます。

33番、畑、2筆合わせて、196.21㎡でございます。

34番、田、791㎡でございます。

35番、田、3筆合わせて、1,047㎡でございます。
36番、田、畑、12筆合わせて、2,846㎡でございます。

11ページをお願いします。

37番、田、7筆合わせて、6,281㎡でございます。
38番、田、1,310㎡でございます。
39番、田、畑、5筆合わせて、2,513㎡でございます。
40番、田、2筆合わせて、1,467㎡でございます。

12ページをお願いします

41番、畑、10筆合わせて、1,202.31㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時30分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年3月7日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

吉田和郎

議事録署名者

山田敏治